平成２４年（フ）第６８号
三重県伊勢市御薗町長屋1990番地　サープラスウエカワＡ１階―101号、前住所奈良市富雄北３丁目20番33―504号
破産者　木下　雅人
1　決定年月日　平成25年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第７０７号
神戸市東灘区深江浜町１番地の１
破産者　株式会社興栄青果
1　決定年月日　平成25年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８７号
北海道北見市豊地26番地21
破産者　有限会社こいけ
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２３年（フ）第２０３１号
神奈川県藤沢市大庭8077番地
破産者　小南機工株式会社
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９８７号
神奈川県大和市大和南２丁目４番１号
破産者　株式会社ハウジングエル
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２０８号
山梨県北杜市白州町白須7331番地の１
破産者　株式会社白州豆腐
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第８８号
長崎県南島原市加津佐町己3130番地４、破産手続開始決定時の住所長崎県南島原市加津佐町己1909番地17
破産者　松尾　文義
1　決定年月日　平成25年４月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２４年（フ）第１９５号
茨城県笠間市鯉淵6256番地97
破産者　國兼　常捷
1　決定年月日　平成25年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２４８８号
愛知県知多郡武豊町字豊成３丁目５番地　フレンド21―307号
破産者　渡辺　修和
1　決定年月日　平成25年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４０号
愛知県日進市藤枝町前田５番地１　エルシエロ日進天空の館112
破産者　横井　里香
1　決定年月日　平成25年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８４０号
名古屋市千種区茶屋坂通２丁目39番地の１　茶屋ヶ坂ビル403号
破産者　野原　英樹
1　決定年月日　平成25年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７８０号
名古屋市昭和区広路通４丁目６番地　サンマンションアトレ御器所202号、開始決定時の住所名古屋市昭和区田面町２丁目34番地の１
破産者　森井　昭三
1　決定年月日　平成25年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２０４２号
愛知県春日井市岩成台８丁目４番地１　601号棟207号室
破産者　齋藤眞佐子
1　決定年月日　平成25年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７０８号
神戸市東灘区魚崎南町５丁目９番19号
破産者　村岡　幸一
1　決定年月日　平成25年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９５号
福島県郡山市深沢２丁目15番18号
破産者　薄井　英行
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第５９０号
京都市下京区大宮通仏光寺下る五坊大宮町77番地１　ドルチェヴィータ四条大宮603号、開始決定時の住所横浜市泉区西が岡３丁目４番地２
破産者　佐藤　郁顕
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１９６０号
横浜市泉区上飯田町1098番地の１　パークヒルＡ101
破産者　小野　秀子
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部